**電線等に支障となる立木の伐採等の手続き**

（１）支障木を伐採（根切り）する場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 伐採種 | 手続 | 留意事項 |
| 主伐（皆伐） | 伐採許可申請 | ・伐採する立木が標準伐期齢以上 |
| 主伐（択伐\_天然林） | 伐採許可申請 | ・伐採する立木が標準伐期齢以上  ・伐採材積が択伐率の限度以下 |
| 主伐（択伐\_人工林） | 択伐届 | ・伐採する立木が標準伐期齢以上  ・伐採材積が択伐率の限度以下 |
| 間伐 | 間伐届 | ・伐採材積が間伐率の限度以下 |

＊伐採立木の年齢が標準伐期齢以上であって、列状伐採の幅が２０ｍを超える伐採行為は、間伐届ではなく、皆伐若しくは択伐として手続きするようお願いします。

間伐届の手続きについて

届出面積 ＝ １筆の面積Ａha

届出材積 ＝ 列状伐採材積b㎥

伐採区域（１筆） 面積：Ａha

　　　　　　　　　　　材積：a㎥

列状伐採区域 面積：Ｂha

　　　　　　　　　　材積：b㎥

（２）支障木の枝払いをする場合

　土地形質変更等許可申請（立木の損傷）

＊頭打ちのような立木の成長を阻害する損傷は伐採とみなすため、（１）の手続きするようお願いします。